

令和2年12月23日

第12回加須市農業委員会総会議事録  
(公開用)

加須市農業委員会

## 第12回 加須市農業委員会総会議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（委員会受付分）の決定について

報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の取下願について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第3号 農地法第4条の規定による許可申請書の取消願について

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	令和2年12月23日				招集場所	騎西文化学習センター 多目的室			
開会の日時	午後1時30分				閉会の日時	午後3時10分			
会長	小倉和夫				職務代理	柳田浩			
議席	委員	氏名	出	欠	議席	委員	氏名	出	欠
1	野口	悦夫	○		9	瀬下	京子	○	
2	江川	芳夫	○		10	小川	達男	○	
3	中島	利雄	○		11	柳田	浩	○	
4	松本	昇	○		12	小倉	和夫	○	
5	山岸	和男	○		13	早川	初男	○	
6	嶋村	浄	○		14	関口	豊充	○	
7	佐久間	尉匡	○		15	新井	明弘	○	
8	松村	文夫	○						
					加須市農業委員会事務局				
					局長 大熊和夫				
					次長 小川修一				
					主幹 正能光				
					主幹 新井昌典				
					主幹 関田毅				
					主事 加藤正則				

開会 午後 1時30分

○局長（大熊和夫君） それでは、「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、ただいまから総会を始めさせていただきます。

それでは、柳田職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 皆様、改めまして、こんにちは。

委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

それでは、これより令和2年第12回加須市農業委員会総会を開会いたします。

○局長（大熊和夫君） ありがとうございます。



#### ◎会長挨拶

○局長（大熊和夫君） 続きまして、小倉会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、皆さんこんにちは。

今日は、場所を騎西に変更しましての農業委員会ということで、大変ご苦労さまでございます。

冬至も済みまして、だんだん何か光線が強くなってきたかなという気がするわけでございます。農作業につきましても、ほとんど稲刈りは終わったのではないかと思いますけれども、次の作業がスタートしております。いろいろな面で、本来ならばゆっくり体を休めて、温泉に入ってかなという気にもなるところなんですけれども、コロナ禍で本当に12月、1月は外出を自粛するような、そんな中での生活ということで、皆さん方には不便を来しているかなという思いがあります。

昨日、加須市の農業振興ビジョン、それがもう既に第1次が10年たちまして、次の10年に向けての第2次の振興ビジョンの推進の計画を今進めているところでございます。私がちょっとその中で一番ショックだったのは、この10年間で約15.7パーセント、農地の面積にして860ヘクタールが減少している。耕作経営面積というんですか、そういったものが860ヘクタールも減っている。さらに耕作放棄地も増えている。そういう現状があって、この加須市の農業をどのように展開していくんだということが非常に見えづらいわけで

して、皆さん各位の意見を出してもまだ将来に対して何かはっきりしないというビジョンもあるわけでございます。そういった中で、農業委員の置かれた立場はあくまでも農地の保全と農業の、もうかる農業を確立するといふのか、農業委員会の目的じゃないですけども、皆さん方とともにこの加須市の農業振興を図っていくということで、重要な役割の位置にあるものと認識しております。

そういった意味で今日の総会も、許可案件ということだけじゃなく、皆さん方に今後ともに加須市の農業の発展のためにご尽力いただくその手だてを見いだしていただきたい、その辺の気持ちでおりますので、慎重審議に進めて、実りある総会になるようにご祈念申し上げ、言葉が整いませんけれども、開会に当たりましてのご挨拶といたします。

今日もよろしく願いいたします。

○局長（大熊和夫君） ありがとうございます。

————— ◆ —————

#### ◎出席委員数の報告

○局長（大熊和夫君） 本日の総会でございますが、現在、委員総数15名のうち15名全員の委員さんにご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の総会が成立していることをご報告いたします。

————— ◆ —————

○局長（大熊和夫君） それでは、議事に入らせていただきます。

以降は、小倉会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

————— ◆ —————

#### ◎開会の宣告

○会長（小倉和夫君） それでは、よろしくお願いいたします。

————— ◆ —————

### ◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

5番 山 岸 和 男 委員

6番 嶋 村 淨 委員

の両委員さんを指名いたします。



### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の6件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は耕作者が亡くなり管理できないため、また譲受人は経営規模拡大を行うことができるため、今回の申請となっております。

また、譲受人の農機具の保有状況や営農状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

12月12日、推進委員の野本さん、川島さんと3人で、譲受人の さん宅を訪ね、また現地を見て説明を受けてまいりました。

譲渡人につきましては、親が亡くなり、相続したわけでございますけれども、管理ができないという形で譲受人の さんですか、の土地に囲まれたところで、管理できないという形で、贈与という形になったようでございます。

何ら問題なく、許可相当と判断をしておりました。ご審議のほどよろしくお願ひいたし

ます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

いかがでしょうか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1 番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2 番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は耕作できないため、譲受人は近くの農地を所有、耕作しており効率的に作業できるため、今回の申請となっております。

また、譲受人の農機具の保有状況や営農状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま。

ちなみに、この譲受人は ということでございます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○7 番（佐久間尉匡君） 7 番、佐久間です。

1 2 月 1 3 日、推進委員の小山さんと 2 人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

まず、現地なんですけれども、稲刈りが終わって一度も、うなっていないような状態でした。 さんも高齢のため、誰かに耕してもらいたいなということで考えていたらしいんですけれども、譲受人の さんが田んぼを売ってくれるならつくってもいいよということだったそうなので、じゃお願いしちゃおうかということで話がまとまったそうです。

先ほども話がありましたけれども、現職の農業委員さんということだったので、直接は さんとはお話ししていないんですけれども、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は 　　　　　　　　　　　　　　でございます。譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありました。地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14番(関口豊充君) 14番、関口です。

12月16日、推進委員の渡辺さんと現地で譲受人の 　　　　　　　　　　　　　　さんから聞き取り調査を行ってまいりました。

本件については、隣地を耕作している 　　　　さんが 　　　　　　　　　　　　　　を通して経営拡大を図ろうとするものでございます。

調査の結果から、農地法3条の基準を満たしているものと思われまますので、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく願ひいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「異議なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



次に、4番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の農機具の保有状況や営農状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は12番小倉でございますので、私のほうから現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

12月11日、細谷推進委員さんとともに譲受人の さんのお宅を訪問し、お話を伺ってまいりました。この土地は、家の前の さんの所有していた農地を古河の さんが買ったわけございまして、それまでは さんが頼まれて耕作をしていたようですけれども、畑でございまして、自分もだんだん年をとってできなくなったということで、処分したいというお話を さんにしたところ、この申請地の西側が さんの田んぼだということで、引き続きつなげて耕作するというので、 さんが売買によってその土地を買ったということございまして、何ら問題ない許可相当と判断をいたしました。皆さんのご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、5番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は法人の研究開発事業の事業拡大を図るため、今回の申請となっております。

また、譲受人の農機具の保有状況や従業員数などから判断し、取得後の耕作についても特

に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

この案件につきまして、14日、担当の坂田推進委員と2人で、現地にて の担当者の さんからお話を伺ってまいりました。

この辺一帯、 さんが試験農場として利用しておりまして、規模を拡大したいということでございまして、特に問題ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

5番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、6番の豊野地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の農機具の保有状況や営農状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

この案件につきましても、14日に坂田推進委員と2人で、現地にて譲受人の さんからお話を伺ってまいりましたが、譲受人の経営状況を見ていただいても分かりますように、

非常に大きい規模の農業をやっております認定の農業者でございまして、これまでも、これらの土地につきましては譲受人が耕作をしていたということでございまして、今回売買で取得をするということでございますので、特に問題ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

個人経営で面積は約50町というんですか、ぐらいなんですけれども、これは法人じゃなくて個人ですよ。ということで、一人でやるんじゃ大変ですけれども、何か従業員がいるようなことも聞いたんですけれども、一応参考に質問しました。

以上です。

○11番（柳田 浩君） じゃ、私のほうから。

さんにつきましては、土建業も経営なさっております、従業員を使いながら農業にも手を出すというところがございます。人格としては個人が経営という形になっています。よろしくお願ひします。

○会長（小倉和夫君） ほかにございせんか。

松本さん、それで。

○4番（松本 昇君） 了解です。

○会長（小倉和夫君） 分かりました。

ほかにございせんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、6番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請につい

て」の3件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件及び議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の1番の大桑地区の案について、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） それでは、4条の1番と5条の1番は譲受人が同一であり、関連がございますので、一括してご説明いたします。

位置図の7ページ及び土地利用計画図の4-1、5-1をご覧ください。

両案件ですが、4条の自己所有地と5条の借地による営農型太陽光発電施設の一時転用許可の更新でございまして、必要添付書類が整えられております。

この4条と5条の両案件は許可の更新でございまして、これまでと大きく違いますのが、平成30年5月、国の制度の取扱通知により、担い手が認定農業者である場合は更新期間が3年以内から10年以内ということで変更となりました。

当該申請者は認定農業者となっております、フェンスの外からですけれども、現地調査を行い、営農型太陽光発電施設にも特に異常がなく、下部において牧草の栽培が確認されましたので、許可の更新についてもやむを得ないと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

やはり12月12日、野本さんと川島推進委員さんと3人で、この太陽光施設を一応見て回っておるところでございますけれども、営農型太陽光施設の許可更新という形で、事務局の説明のあったとおり何ら問題なく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、1番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の1番の大桑地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の8ページ及び土地利用計画図4-2をご覧ください。

本案件は、自己所有地に営農型太陽光発電施設を設置し、下部においてこれまでどおり水稻を耕作するもので、必要添付書類が整えられております。

また、申請地は青地であることから、営農型太陽光ということでございまして、場所が自宅、宅地に隣接しており、農地の集積の拡大等の事業にも影響しないと思われることから、やむを得ないものと思われまます。

ちなみに、この方は認定農業者ではございませんので、3年ということでございます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（瀬下京子君） 9番の瀬下です。

12月15日、松村推進委員、申請人の                      さん立会いの下、お話を伺ってまいりました。

まず、申請地に関しまして、自宅に隣接しておりまして管理しやすいということ、また周辺は民家等もなく太陽光発電施設を設置しても影響はないということでした。

フェンスの工事に関しては、設置しないということでしたので、高圧・低圧関係なく太陽光発電にはフェンスが義務づけられているのではないのでしょうかとお聞きしたところ、営農型に関しては農機具が出入りするためぶつかってしまう可能性があるのですが、省略ができるというお話というか、調べていました。

支柱の高さに関しまして、3メートル50センチ、農機具が十分に入る高さでサイズに合わせた高さとか幅の設備ができるということで、機械作業も可能であるということでした。

パネルに関しましては、隙間をあけて設置するとのことで、農作物の生育に適した日射量を保つための設計になっております。

申請人の　　さんは、今まで長年にわたりお米を耕作されておりますが、もちろん今年もお米をつくられておりました。営農型太陽光発電は、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組ですが、本当に営農ができるのか、その年の地域の平均的収穫に比べて減少するのではないか、生産された農作物の品質はどうなのかなという疑問もありましたが、資料を施工例とか農林水産省などの資料を出していただき、不許可にする理由が見当たりませんでした。

それで、やむを得ないかなと判断をしておりますが、営農型太陽光発電で水稻作というのは、加須市では騎西のほうで麦をやられているというのは聞いたことあるんですけども、水稻作という、お米をつくるということは初めてのことなので、委員の皆さんのご意見を頂戴しながら慎重なご審議をよろしくお願いいたします

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

江川さん。

○2番（江川芳夫君）　2番、江川でございます。

先ほど瀬下委員のほうから、地元委員さんのほうからもありましたとおり、水稻作ということで、私も初めて経験するんですけども、実際、騎西では麦をつくって去年あたりから始まっているんですね。また、水稻の場合、加須市の実績はないということですが、ほかであって、どのような形態などだけ、生育など、その辺の確認が取れているのかどうか、その辺を事務局としてどう判断するのか教えていただけたら。

以上です。

○事務局（正能　光君）　事務局です。

ほかの地域のデータはございませんけれども、この資料、営農計画と発電に関して意見書が添付されております。

この意見書というのは、一般社団法人の茨城自然エネルギー協会というところから意見書が添付されておまして、遮光率は33パーセント、33パーセント日陰になりますよということなんですけれども、収穫等につきましては、この意見書の中では、稲のソーラーシェアリングにおける平均的な遮光率3割程度で、問題ないと考えられるということ。それと、基本的な営農の取組を着実に実施するとともに、低日照用の資材を積極的に活用することで収穫の確保は可能であるとする。要するに、水稻、稲でも収量は確保できますよという意

見書がついております。

ほかの地域はちょっとすみません、分かりません。

○2番（江川芳夫君） そうしますと、近隣ではまだ初めてということによろしいですか。一応この方は認定農業者ではないので3年ということなんでしょうけれども、そのときに実績としてどうなのか、3年たたないと分からないということですが、注意深く見る必要があるんじゃないかなという気がします。

以上です。ありがとうございました。

○会長（小倉和夫君） ほかに何かございませんか。

松本さん。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

先ほど遮光率が33パーセントと言いましたけれども、33パーセントというのは太陽が33パーセント減るということで、実際7割ぐらいは太陽が通っているようなことでいいのでしょうか。

○事務局（正能 光君） はい、そういうことです。

○4番（松本 昇君） 了解しました。

あと、そうすると最近は高温障害で彩のかがやきなんかはもうみんな3等になっちゃったり、品質が悪いんですけれども、反対に光線が少ないほうがちょうどよくて1等になったりすることはないのかなというふうに、個人的にちょっと今思ったんですけれども、参考にしてみます。

（「いいですか」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） はい、どうぞ。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

どういう計画をしても構わないと思うんですけれども、ちょっと1点聞きたいのは、この計画図で見ると、4つの場所の間に黒いポツポツがあるけれども、これは全部柱なんのでしょうか。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

はい。この黒いポツが柱ということになります。

○8番（松村文夫君） 了解しました。

非常に耕作しにくい農地になると思いますけれども、それは耕作する人の自由ですから、近所なんですけれども、了解しました。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

どっちにしても3年後はまた更新があるわけですから、そのときにまた結果は検討してもよろしいかなと思います。

ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の豊野地区の案件及び議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」についての16番の豊野地区の案件について、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

4条の3番と5条の16番は関連がございますので、一括にてご説明いたします。

位置図の9ページ及び土地利用計画図4-3、5-16をご覧ください。

本案件は、中川改修工事に伴う公共移転で農家住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、両案件の申請地は第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当するもので、許可の見込まれるものでございます。

まず、4条の3番は現在、静岡県富士市に住んでおります土地所有者の申請人が、姉夫婦とともに同居するものでございます。また、5条の16番は2人の譲受人の親族、また別の弟さんでございますけれども、（別の弟さん）から土地を購入し、農家住宅を建築するものでございます。また、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということございまして、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

この案件につきまして、15日にこの箇所につきましては、担当が坂田委員なんですけれども、坂田委員のほうはどうしても都合が悪くなってしましまして、代わりに町田推進委員



に応援をいただきまして、2人で現地の確認をさせていただきました

この案件につきましては、事務局説明のとおり、中川改修に伴う公共移転ということでございまして、これらの転用についてはやむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

江川さん。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

ちょっとこの4条の関係、4条の3番の さんというんですか、この方と次の5条の16番にある さんという方の関係、これは兄弟なんですかね。理由のところを見ると、両方同じ、姉夫婦と同居しながらと書いてあるんですけれども、4条のほうも5条のほうも同じ案件、同じ理由なんんですけれども、誰が姉でどっちがどうなのか、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

4条のほうの さんと さんが兄弟です。同じく、先ほど5条のほうで親族と申し上げたのが、 さんというのは さんの弟になるのかな、これも兄弟です。

○2番（江川芳夫君） さんって男、女。どっちですか。

○事務局（正能 光君） 男性です。 さんは男性です。

（「 さんご夫婦と、 さんが」と言う人あり）

○2番（江川芳夫君） さんというのは。これ3人兄弟ということ、ずっと。

もう一回確認します。 さんというんですか、と さんと さん、これは3人とも兄弟。それで、農家でいうと、つくるのはどなたがつくるんですか。

○事務局（正能 光君） 夫婦と同居する さんです。そういうことになります。

ですから、富士市からこっちへ引き揚げてくるというか、引っ越してきて、姉夫婦と同居するという、そういうことですね。

○2番（江川芳夫君） 了解しました。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、3番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお

願います。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の16番の豊野地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小倉和夫君) 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の20件を議題といたします。

初めに、2番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の10ページ及び土地利用計画図の5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、許可の見込まれるものでございます。開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということであり、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われ  
ます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1番(野口悦夫君) 1番、野口です。

やはり12月12日、推進委員の野本さんと川島さん3人で、譲渡人の さん宅を訪れ、現地を見てまいりました。また、現地につきましては、隣地が住宅地という形で何ら問題なく、また譲受人につきましては自己用住宅建設という形で問題なく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の11ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良をするもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、当該地は農用地でございますが、盛土をして、ネギなどの野菜を作付けるための農地改良で、期間は4か月間の一時転用でございますので、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

12月13日、推進委員の小山さんと現地確認並びに譲渡人の さん本人からお話をお伺いしました。まず、この現地なんですけれども、そのすぐ上が県道になっておりまして、左側は住宅が建っており、1段低いような土地になっておりました。米はつくって

なくて、定期的に何か知り合いにトラクターでうなって管理してもらっているという話でした。このすぐ上が というのがありますけれども、こちらが さんの経営されている病院でございまして、そのすぐ上が自宅になっております。話を聞いたところ、出入りしている植木屋さんに、ちょっとあそこの田んぼが低くて何もつukれないだけけれどもと相談をしたところ、 が知り合いだからということで、いろいろ間に入って

もらって、今回の申請になったということでした。後日15日、私一人で の さんとお話をして、おおむね同じような話でしたので、何ら問題なく許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の12ページ及び土地利用計画図の5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番(佐久間尉匡君) 7番、佐久間です。

同じく12月13日、推進委員の小山さんと現地確認を行いました。現地なんですけれども、見ていただきますと分かるとおり、細長くて、さらにまた新川用水よりも高い土地ですので、昔は井戸水をくんで米をつくっていたらしいんですけれども、もう最近はつくりづらいいということで、きれいに管理はされておりましたけれども。

当日は、ちょっと さん、親子関係ということですが、留守でしたので、後日12月20日に私が一人でお伺いをして、 さん本人からお話を伺いました。昔に相続で譲り受けた田んぼで、申請書にも書いてありますけれども、娘さんですか、子供ができてもう手狭になったため、自宅から近い土地ですので、家を建てて独立したいということでお話を聞いてまいりましたので、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の13ページ及び土地利用計画図5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建て売り住宅木造2階建て10棟を建築するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番(佐久間尉匡君) 7番、佐久間です。

同じく12月13日、推進委員の小山さんと、譲渡人を代表して さん宅にお伺いして、お話を聞いてまいりました。これは、もともと位置図を見ていただきますと

というふうにすぐ左に書いてありますけれども、ここが砂利で駐車場になっておりまして、前々から、今この土地も駐車場として貸してもらえないかという話があったらしいんですけども、こここのところのコロナ騒動で、何というんですか、父兄が集まって運動会とか収穫体験とかいろいろ何もなくなってしましまして、話が立ち消えになってしまったということで、この代理人の の社長さんに相談したところ、建て売りが何かいいんじゃないのかということで間に入っていただきまして、今回の申請になったということでございました。2種農地ということもあり、許可相当と判断してまいりましたので、よろしくお願

い申し上げます。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の14ページ及び土地利用計画図5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、駐車場を整備するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

12月13日に最適化推進委員の小川さんと2人で、譲渡人の さん、それから さん、それと譲受人の 、その代理である さんから話を聞き、現地も確認したわけですが、現地のほうはバイパスの端で、きれいに管理というか、 というのは運送屋で駐車場として借りるということで、この現地は、今もうすぐにでも駐車場として使えるような現状です。

さんと さんから話を聞いたんですけれども、この土地を賃貸借でということで貸すことに関しては了解していると。その間に さんからの話で了解していると。

というのは不動産屋でありまして、不動産屋のほうからこの2人の さんと さんの話があつて了解していると。そして、 のほうなんですけれども、この申請の理由のところは土地の所在がありますけれども、北小浜の字北手沼、ここを借りていて、ここは が持っている土地で、そこを売却すると。やむなく立ち退きじゃないですけども、どいてくれというようなことで、 さんが不動産屋なんでね、土地を、この申請地の売買を紹介したと。そして、 さんから話を聞いたんですけれども、土地家屋調査士であり行政書士なので、一応不動産屋とそういう仕事の関係でつながりがあるので、 さんが代理というか、申請とかその辺のことはしたということです。

以上です。許可相当と判断しましたけれども、ご審議のほどお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の15ページ及び土地利用計画図の5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

12月14日、地区担当の峰岸推進委員さんと現地調査を行いました。譲渡人のさんに聞き取り調査を行いました。おいのさん夫婦は現在借家住まいであり、手狭となったため、実家近くの叔父の土地に自己用住宅を建てる計画とのこととあります。

周辺の状況からも何ら問題なく、許可相当と判断をいたしました。ご審議よろしくお願いたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の16ページ及び土地利用計画図の5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が贈与により土地を取得し、既設駐車場を拡張するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、法人運営の

の公用車及び従事職員の自家用車の駐車場の不足していることから拡張するもので、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番(松村文夫君) 8番、松村です。

12月15日、地区担当の腰塚推進委員さんと現地調査を行いました。譲受人である

の施設長さんに事情を伺いました。譲渡人の さんは練馬区に居住しております、土地の管理に苦勞していたとのことであります。 の職員と さんが知り合いでこの話が進み、管理面を考え、 の施設の車両、職員の駐車場として利用することとしたとのことでありまして、許可相当と判断をいたしました。ご審議よろしくお願

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の17ページ及び土地利用計画図5-9をご覧ください。



本案件は、今年の10月に一度拡張し、さらに事業拡大のため、販売中古車、主にトラックでございますけれども、駐車場を拡張するもので、売買により土地を取得する計画で、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

12月15日、地区担当の腰塚推進委員さんと現地調査を行いました。譲受人の代理人、  
の さんに説明を受けました。ネット販売をしているトラックなどの中古車の  
の駐車場としている敷地の拡張用地として利用することでありました。既に駐車場として利用している用地の拡張であり、問題なく適当と判断をいたしました。ご審議よろしくお願  
いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。  
ございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

9番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、10番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の18ページ及び土地利用計画図の5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、資材置場を確保するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、農地以外の建物を取り壊した宅地を含め資材置場とする計画で、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（早川初男君） 早川です。

16日に、松本推進委員と代理人に来ていただいて、現地確認といろいろ話を聞かせていただいたところ、規模拡大をしていくために、材料置場として使用したいという代理人の話でしたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川でございます。

この譲受人の 代表 さんという方は、芋茎の実は私のうちのすぐ近所でございます、大分この現地と距離が離れておるんですね。それで、申請書を見ていただいて、この という会社なんですけれども、私の見る限りあまり、何と申しますかね、工事が増えたとかということとは分からないわけですが、実際申請書はどのように増えて、またこの志多見というところは私のほうから四、五キロ、もっとか、離れておりまして、どんな利用状態をするのか、分かればお願いしたいと思います。

以上です。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

この という会社は、現在資材置場がないということでございます。それで、困窮しておったところ、譲渡してくれる土地が見つかったので、今回の申請に至ったと、そういう理由でございます。

今までは資材置場がないということで、自分の宅地に置いていたのか、そこら辺はちょっと分かりませんが、この という会社は、建築工事の足場工、仮設工事ですか、足場設置とか、工事が増加していると、そういうふうな理由を書き添えております。

その資材置場と足場とかの資材の清掃及び修繕、直したのを用地が足りない現状なので今回の申請に至ったと、そういうことでございます。

○2番（江川芳夫君） 一応 という会社は、自宅の本当に先ほど言ったように近くなのですが、実態が分からないような会社だったものですから、どんな会社なのかなということもちょっと聞いたわけです。

これによりますと、土木工事とか建築工事なんて言っているんですけれども、足場を置くということですか、この現場に足場材を。

○事務局（正能 光君） そうですね、はい。足場材が主ですね。

以上です。

○2番（江川芳夫君） 了解しました。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

10番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、11番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の19ページ及び土地利用計画図の5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、実家の隣地で第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、許可の見込まれるものということでございます。開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということであり、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（早川初男君） 早川です。

16日、松本推進委員と、 さん、 さんの自宅へお邪魔したところ、これは親子関係でございますので、借家住まいでありますので手狭になったということで、親のすぐそばに自己用住宅をつくりたいということで、話をしました。何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

11番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、12番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の25ページ及び土地利用計画図5-12をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、車の駐車スペースを確保するため住宅敷地を拡張するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、家族の車所有台数から判断し駐車スペースがかなり狭いため敷地拡張をするもので、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14番(関口豊充君) 14番、関口です。

12月16日、推進委員の渡辺さんと現地で譲受人の さんの奥さんから聞き取り調査等を行ってまいりました。

さん宅は家族6人が、子供・孫含めて6人がそれぞれ車を持っているというふうなことで、宅地が狭く隣地の土地を借りて駐車していたんですが、その返還を、返してくれというようなことで困っていたわけです。

そうしたところ、宅地のすぐ東側にある畑、現在は何もつくられていなく、草が生い茂っているような状態の土地が宅地に接しているわけですが、地権者の さんから管理ができないから買っていただけないかというふうな話があって、駐車場の関係もあって、それではお願いしたいというようなことになりまして、駐車場確保のための申請ということになったわけでございます。農地法においては何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

12番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、13番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の21ページ及び土地利用計画図5-13をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、実家のはす向かいで第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、許可の見込まれるものということでございます。開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということであり、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番(小川達男君) 10番の小川達男です。

この案件につきましては、12月19日に推進委員の橋本さんと現地調査を行いました。

まず、譲渡人の さん宅に訪問いたしまして、本人がおりましたので内容を確認したところ、申請どおりであるということが分かりました。また、案件の土地も調査したところ、何ら問題ないところから、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

13番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、14番及び15番の北川辺地区の案件について、関連がありますので、一括して事

務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。5条の14番と15番は関連がございますので、一括してご説明いたします。位置図の22ページ及び土地利用計画図の5-14、15をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、貸倉庫及び従業員駐車場、車両展開場を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、両案件とも1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、許可の見込まれるものということでございます。

まず、全体計画でございますけれども、既存住宅を購入しまして貸倉庫を建築し、14番の申請地にも貸倉庫を建築する計画となっております。次に、15番の案件は、その貸倉庫の従業員の駐車スペース4台とトラックの展開場を設ける計画となっております。両案件とも一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は12番小倉でございますので、現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

12月11日、細谷推進委員さんとともに譲受人の 氏の事務所を訪ねてお話を伺ってまいりました。この14番の土地については、譲渡人の さんが持っているわけですが、15番の申請地の西側が宅地になっておりまして、この宅地は相続で さんが譲り受けたわけですが、本人も高齢のために足立区のほうからこっちに来てこの管理をすることが難しいということで、現在、この自宅を取り壊しております。それに伴い、14番の土地については転用し貸倉庫を建て、その中に米の倉庫として活用したいという案でございました。15番についても同様に、この宅地跡に倉庫を建て、東側のこの農地を従業員の駐車場とするという計画でお話を伺ってまいりました。この さんも、聞くところによると、もうがんに侵されて余命があまりないという話でございまして、やむを得ないかなという判断をしてまいりました。皆様のご意見をよろしくお願い申し上げます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたら、よろしくお問い合わせいたします。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず14番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、15番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、17番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の23ページ及び土地利用計画図5-17をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、駐車場を整備するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、第1種農地の不許可の例外で、駐車場予定地近くに倉庫を建設しており、その従業員のための駐車場を確保するもので、業務上必要な施設で集落に接続し設置されるものに該当しており、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

15日に町田推進委員と2人で現地の調査並びに立会人からお話を伺ってまいりました。代理人の さんという方も立ち会っていただきましたけれども。場所につきましては、久喜市との境でございまして、申請地のすぐ後ろ側は現在倉庫を建設中です。大規模な物流倉庫、 さんの物流倉庫を建設中でございました。こちらの物流倉庫を利用する従業員の駐車場の整備ということで、余裕の土地もなく、やむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

17番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、18番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の24ページ及び土地利用計画図の5-18をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、駐車場敷を拡張するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

15日に町田推進委員と2人で現地にて譲受人代理人 さんからお話を伺ってまいりました。現地につきましては、周りは全て駐車場になっておりまして、残っている土地という形でございます。土地の有効利用上やむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

18番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、19番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の25ページ及び土地利用計画図5-19をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、宅地と併せて駐車場を整備するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、本案件は、諸事情により既存の貸駐車場を手放すこととなり、その北側の宅地を貸駐車場とするもので、一部に農地が残っていることから、許可後全体を駐車場として整備す



る計画でございます。現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

15日に町田推進委員と2人で現地にて の代理人であります さんに立ち会っていただきまして、現地の確認、内容の確認をさせていただきました。

現在、今回の申請地のすぐ前に の倉庫がありますけれども、その脇、東脇がこれまでの駐車場でしたが、この駐車場を に譲り渡すことになって、代わりの駐車場として今回申請の宅地の申請の農地及び周囲の宅地も含んで駐車場にしたいということでございまして、周りにはもう倉庫、駐車場の状況でございまして、やむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

19番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、20番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の26ページ及び土地利用計画図5-20をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、資材置場として5か月間利用する一時転用で、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されます。しかし、現在、申請地は盛土されている状態となっており、進入路となる東側隣接地が違反状態でございますので、今回の計画の審議は保留とさせていただきたいと思ひます。

以上でございます。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より保留との意見がございましたので、この案件につ

きましては保留ということで審議を行わないものいたします。



#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理事業分）でございますが、今回ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分3筆、面積にしまして4,529平米となっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続が行われまして、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認することに決定をいたします。



#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題いたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限である「農業委員会の委員は、自己の同居親族若しくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができない」に 推進委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いいたします。

( 推進委員退室)

○会長（小倉和夫君） 事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画（案）につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。それを受けまして、希望者へ農用地の貸付けが適当であるかをご審議いただくものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、同意することに決定をいたします。

議案第5号の審議が終了しましたので、 推進委員の入室をお願いいたします。

( 推進委員入室)



### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（委員会受付分）の決定について」を議題といたします。

この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限である「農業委員会の委員は、自己の同居親族若しくはその配偶者に関する事項について、議事に

参与することができない」に 委員、 推進委員、 推進委員が該当します。議事の間、退席をお願いいたします。

( 番 委員、 推進委員、 推進委員退室)

○会長（小倉和夫君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画事業につきまして、平成22年6月市策定の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想におきまして、期間を3年、6年、10年としており、期間満了をもって自動的に契約解除となっております。

今回ご審議いただきますのは、令和2年10月1日から15日までに申出された案件でございます。新規分650筆、面積にして58万2,989平米、更新分368筆、面積にして30万3,123平米、合計1,018筆、面積にして88万6,112平米となっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続が行われまして、令和3年1月1日から法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

ちょっと確認だけさせていただきたいと思います。

8ページと9ページに加須の33、これ さんとお読みするんですか、さん。これ、耕作面積がゼロで農作業日数が200となっているんですけども、この方、まして新規のこれは設定だと思ふんですけども、実態はどんな方なのか。ちょっと教えていただければ。ゼロで200ということなので。それをよろしくお願ひしたいと思います。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

さんといいます。この方は、これまで相対で農地を借りてやっていたということでございまして、数字上は出てこないんですね。そのため、農作業は、自己申告になっちゃうんですけども、面積はゼロで200日以上はやっていると。まずは利用権で貸し借りから始めるということでございます。

以上です。

○2番（江川芳夫君） 了解しました。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

いかがでしょうか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（委員会受付分）の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認することに決定をいたします。

議案第6号の審議が終了しましたので、退席している農業委員、推進委員の入室をお願いいたします。

（ 番 委員、 推進委員、 推進委員入室）



### ◎報告事項

○会長（小倉和夫君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） それでは、報告第1号から第5号についてご説明いたします。

まず、報告第1号「農地法第3条の規定による許可申請書の取下願について」でございますが、農地法第3条の規定による許可申請取下願につきましては1件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について6件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第3号「農地法第5条の規定による許可申請書の取消願について」でございますけれども、農地法第5条の規定による許可申請書の取消し1件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第4号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について9件で、内容は資料のとおりでございます。

最後に、報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございます

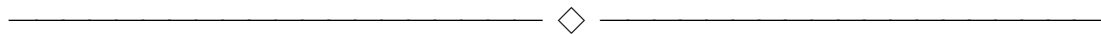
が、農地の貸借の合意解約による届出249件で、内容は資料のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○会長（小倉和夫君） 以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しいたします。

○局長（大熊和夫君） 小倉会長、長時間にわたりまして議事の進行、大変ご苦労さまでございました。



#### ◎閉会の宣告

○局長（大熊和夫君） それでは、柳田職務代理に閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 本日はお忙しい中、委員各位におかれましては、長時間にわたりまして慎重ご審議をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして、本日の令和2年第12回加須市農業委員会総会を閉会といたします。  
お疲れさまでした。

閉会 午後 3時10分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和2年12月23日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 山 岸 和 男

署名委員 嶋 村 淨